平成２３年（フ）第７７１号
静岡市駿河区高松２丁目12番24号　アジュール・トレネＢ102号
債務者　岩崎　　敬
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉山繁二郎
4　破産債権の届出期間　平成24年２月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年３月28日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第６７９号
静岡県浜松市東区笠井町229番地の１
債務者　鈴木　良明
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村松奈緒美
4　破産債権の届出期間　平成24年２月20日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月３日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月３日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第３６５号
神奈川県横須賀市鷹取２丁目10番10号　パルメゾン花田101
債務者　増田　壽夫
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　望月由佳子
4　破産債権の届出期間　平成24年２月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月10日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月９日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第３４４７号
横浜市瀬谷区阿久和南４丁目８番地１　県営阿久和アパート10棟102号
債務者　小高　卓三
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新関　拓也
4　破産債権の届出期間　平成24年２月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月16日午後２時
6　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２４２号
千葉県東金市田間224番地３
債務者　中山由紀子
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石川　貴康
4　破産債権の届出期間　平成24年２月24日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月19日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年４月18日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２３年（フ）第３３６号
広島県府中市高木町1306番地
債務者　的場　光治
1　決定年月日時　平成24年１月13日午後４時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田　　学
4　破産債権の届出期間　平成24年３月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月20日午前10時45分
6　免責意見申述期間　平成24年４月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第５８６号
岐阜県各務原市鵜沼三ツ池町３丁目345番地１　ヴァンデュール1002
債務者　中島　徳至
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鷲見　和人
4　破産債権の届出期間　平成24年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月24日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６１５号
岐阜市早田1902番地６
債務者　奥村　光世
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　雅博
4　破産債権の届出期間　平成24年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成24年４月17日午前10時15分
6　免責意見申述期間　平成24年５月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６６４号
新潟市南区犬帰新田540番地５
債務者　小林　　繁
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　　充
4　破産債権の届出期間　平成24年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月18日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５号
新潟市中央区万代５丁目７番２号　ダイアパレスシアース万代東棟1104
債務者　西田　　誠
1　決定年月日時　平成24年１月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平　　哲也
4　破産債権の届出期間　平成24年２月27日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月27日午前10時50分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月12日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７６０号
兵庫県姫路市東今宿６丁目３番６号、従前の住所兵庫県加古川市八幡町上西条903番地の１
債務者　松尾　福松
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中上　幹雄
4　破産債権の届出期間　平成24年２月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月10日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第７６１号
兵庫県姫路市東今宿６丁目３番６号、従前の住所兵庫県加古川市八幡町上西条903番地の１
債務者　松尾　明美
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中上　幹雄
4　破産債権の届出期間　平成24年２月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年４月10日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年３月14日まで
神戸地方裁判所姫路支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５００号
函館市中道１丁目25番21号
債務者　橋本　ヤヱ
1　決定年月日時　平成24年１月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月５日まで
函館地方裁判所